

〒272-0815

千葉県市川市北方1丁目7番6号

株式会社ウイング

代表取締役 池田 恵子 殿

全国労働者共闘労働組合  
福岡県福岡市南区大橋4丁目3-5  
執行委員長  
組合員



## の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書 兼 要求書

貴社の元従業員であるが当労働組合に加入致しましたので、本書を似てご通知申し上げますとともに、貴社の労働組合として、本書の通り要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

当労働組合は、世界中に約11万人の組合員を擁するGLOBAL UNION傘下の労働組合であり、「労働者のミカタ」(<https://roudou-mikata.com/>)をはじめとしたインターネット上の相談窓口を通して、日本全域の労働者から様々な職場における労働問題につきご相談を受け、組合員労働者の利益維持・向上を目的とした団結の上、日本全国規模で使用者企業に対する団体活動を展開している合同労働組合でございます。退職した従業員といえども当労働組合へ加入した以上、当労働組合は、貴社との関係における労働組合となります。よって、貴社は、当労働組合が行う団体交渉等の申入れに応諾し、各種要求に対して遅滞なく回答する義務を負うこととなります。

貴社におかれましては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、誠実にご対応いただけることと認識しておりますが、貴社の対応如何によっては、の対応如何によっては、当労働組合と致しましても憲法第28条に基づく労働三権に基づき、行政機関、司法機関、貴社の係る関係各所、各メディア媒体等の諸方面において貴社に対する抗議活動ないし責任追及を行う所存でございますので、予めご承知おきください。

また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、不誠実な回答や態度を行うこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷すること、組合員に組合脱退を迫ること、当労働組合との交渉案件につき組合員個人との交渉を強いること及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかけることは、憲法第28条に基づく労働者の団結権、団体交渉権、団体活動権を侵害する違法な行為となります。これらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合には、採り得る最大限の法的措置をもって臨ませていただくことを念のために申し添えておきます。

### 第1 指摘事実の確認及び資料開示の要求

- 当労働組合は、頭記組合員・(以下、 という。)への聴取により、が貴社による強制的な不利益変更により退職した事実が生じていることを確認致しました。
  - 8月13日 デイサービスの管理者候補として面接をうけた  
\*管理者未経験者として
  - 上記、面接時に内定となる
  - 8月21日 入社
  - 8月29日 池田恵子氏から「管理者不適格」として時給940円の介護職員として勤務するよう、一方的に不利益変更を告げられた
  - 上記により退職を余儀なくされた
- つきましては、貴社に対して、に対する強制的な不利益変更の有無につき、今一度貴社内で調査の上、当労働組合に対し回答を要求すると共に、の在職中の状況の確認のため、に関する本書末尾記載の書類につきご提供いただけますようお願い致します。

### 第2 団体交渉の申入れ

当労働組合は、上記の要求に関しまして、の所属する労働組合として、本書をもって貴社に対する団体交渉の申入れを致します。貴社におかれましては、上記要求及び団体交渉の申入れにつきどのようなご対応をいただけるのかにつきまして、速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。

